パン製造職種(パン製造作業)

作業の定義			発酵させた後に、所定の大きさに分割し、最終発酵室 れ、所定の時間加熱し、パンを焼き上げる作業をいう。
必須業務(移行業 対象職種・作業 務)	第1号技能実習 (1)パン製造作業 下記作業のうち③を必ず行い、他は必要に応じて行うこと。 ①生地の調整作業 ②生地の発酵作業 ③生地の加工作業 ④熱加工作業 ⑤吐上げ作業 ⑥製品検査作業	第2号技能実習 (1)パン製造作業 下記作業のうち③④を必ず行い、他は必要に 応じて行うこと。 ①生地の調整(材料の配合、仕込み等)作業 ②生地の発酵作業 ③生地の加工作業 ④熱加工作業 ⑤性上げ作業 ⑥製品検査作業	第3号技能実習 (1)パン製造作業 下記作業のうち③④⑤を必ず行い、他は必要に応じて行うこと。 ①パンの材料選定作業 ②生地の調整(材料の配合、仕込み等)作業 ③生地の発酵作業 ④生地の加工作業 ⑤放加工作業 ⑥仕上げ作業 ⑦製品検査作業
	(2)安全衛生業務 ①安全衛生業務 ①安全衛生教育 1.雇人れ時等の安全衛生教育 2.機械、器工具、原材料等の危険性または有害性 3.安全装置、有害物抑制装置または保護具の性 4.作業手順(安全衛生としての清掃手順、殺菌手 5.作業開始時の点検(安全衛生) 6.パン製造職種に関して発生するおそれのある疾 7.整理整頓及び清潔の保持 8.事故時等における応急措置及び退避 9.その他パン製造職種に関する安全または衛生(10.労働安全衛生法関係法令(パン製造職種に関する安全または衛生(2)食品衛生教育(食品衛生法関係法令のうちパン製造職種に関する部分の教育) 1.作業手順(食品衛生としての清掃手順、殺菌手) 2.作業開始時の点検(食品衛生) 3.パン製造職種に関して発生するおそれのある疾 4.食品衛生/清潔の保持) 5.食品及び添加物に関する規定 6.器具及び容器包装に関する規定 7.表示に関する規定	能及び取扱方法順等) 主病の原因及び予防 のために必要な事項 する部分に限る。)についての詳細な知識 製造職種に関する部分及び計量法関係法令のうち 順等)) **
関連業務、周辺 業務(上記必 業務(上記必 業務に関する 能等の修得に 係当する 当する 記 出する こと。)	⑤パン製造工程を含むパン粉製造作業 ⑥パン製造用機械、設備、器工具等の清掃及び使用準備作業 (2)周辺業務 ①パンの工場内運搬作業		
使用する素材、 材料等(該当す るものを選択す ること。)	(1)の基本材料を必ず使用し、(2)及び(3)は必要に応じて使用すること。 (1)基本材料 (3)添加物等 ①小麦粉(主原料) ①小大ステント ②パン酵母 ②ピタミンC ③食塩 ③乳化剤 ④水 (2)味や香りをつける材料(副材料) ①砂糖(糖類) ②油脂類 ②生乳及び乳製品 ④卵		
使用する機械、 器具等(該当す るものを選択す ること。)	1.ミキサ 2.発酵室 3.分割機 4.丸め機 5.中間発酵室(プルファまたはベンチ箱)	6.整形に使用する機械、設備、器工具 7.最終発酵室(ホイロ) 8.オーブン 9.加熱及び冷却に使用する機械、設備、器工具 10.調整、仕上げ、スライスに使用する機械、設備、器工具	
製品等の例(該 当するものを選 択すること。)	同じ製品名でもパン酵母を使用しているものと不使用のものがある。パン酵母を使用しているものがパン製造作業で製造する製品に該当する。(基本材料に①小麦粉、②パン酵母、③食塩、④水 を使用しているパン製品だけが対象製品である。) 1.食パン(必須製品) 2.菓子パン 3.ロール類 4.デニッシュペストリ 5.イーストドーナツ 6.その他のペーカリ製品及びパン関連製品(ピザ、バンズ、フランスパン、ライブレッド、ナン、ピタパン、マフィン、ベーグル等)		
移行対象職種・ 作業とはならな い業務例	1.和干菓子製造作業 2.チョコレート製造作業 3.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合		